



暑中お見舞い申し上げます。
21世紀は成熟社会。「正しいものは正しい。」「誤りは誤り」と判断とする時代です。ウイキリークス等のように秘密情報を公表する存在も有り、今まで公にされていなかった真実が明らかにされ、誰が得をしているかがハッキリ見えてきます。どうか正しい情報を得て、的確な判断をして頂きたいと思います。
光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇マルサの取組みと
決算期別の税務調査
- ◇どっちが優先？
「遺言と遺産分割協議書」
- ◇請負と委任
- ◇今月のお勧めセミナー
第4回家族を幸せにする相続セミナー
「相続税調査対策 虎の巻」
- ◇協賛イベント
夏の夜、基町の水辺で映画を見よう！
- ◇夏期休業のお知らせ
- ◇あとがき 「政治の劣化」

マルサの取組みと決算期別の税務調査

脱税のうちでも特に悪質なものを対象とする「査察調査」について、国税庁が6月15日に発表した平成28年度データによると、**平成28年度の脱税額は総額で161億円、告発分は127億円**でした。

着手件数では前年を下回ったものの、マルサの“成果”となる告発件数、告発率では直近3年間でも飛び抜けた数字となりました。**告発した事案1件当たりの脱税額は9,600万円**。脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券、FX取引の証拠金として留保されていたほか、住居や高級外車、高級腕時計、金地金、競走馬等の取得費用、特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。

特徴的な事例として紹介されているのは、消費税の輸出免税制度を利用した高級時計輸出会社の脱税スキームです。A・B・C社は在庫商品である高級腕時計を利用し、高級腕時計を国内仕入と偽装して架空の課税仕入を計上するとともに、当該高級腕時計をグループ会社D社の国外の関係会社に持ち込み、架空の輸出免税売上に偽装して申告を行うことにより、不正に消費税の還付を受けていました。本事例では、デジタルフォレンジックツールを使用し、削除されたデータを復元することにより、不正取引が解明されました。

国税庁は、国際課税への取組を重要な課題と位置付けており、査察においても、国外取引を利用した悪質・巧妙な不正を行っている国際事案には積極的に取り組んでいます。

E社は、外資系生命保険会社の保険代理店を行う会社ですが、実質経営者が国外に設立した会社に対して架空の支払手数料を計上する方法により所得を秘匿して多額の法人税を免れ、不正資金を国外に開設した実質経営者名義の預金で留保するほか、実質経営者の国外コンドミニアムの取得費用に充てていました。本事例では、国外預金の解明のために、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度が活用されました。

近年の経済社会情勢に即し、急速に市場が拡大する分野において、悪質な脱税が多数みられ、それらの事案に対して積極的に取り組まれています。

(次頁につづく)

例えば、太陽光発電関連事業を使った脱税や、震災がれきの廃棄処理を行う者が給与所得者であるかのように装って虚偽の住民税申告を行う方法により、事業の収益を秘匿し所得税の申告を行わず多額の所得税を免れ、不正資金を居宅の取得費にあてていた脱税事案などが挙げられます。

■ 査察の今後の取組 ～今後は全ての氏名、手口を公表へ～

平成 29 年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえ、特に「消費税不正還付事案」、「無申告事案」、「国際事案」のほか、社会的関心が高く、近年の経済社会情勢に即した分野で、悪質な脱税が伏在する可能性が高い事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案への取組が積極的に行われます。

これまで国税庁は、個別の脱税事件については守秘義務の観点から情報を公開せず、年一度の概要公表の際に、とりわけ特徴的な事例について手口などを公表するにとどめていました。しかし、脱税の予防や査察の取り組みについて周知することなどを目的として、今後は全ての査察事案について、脱税をした法人

《告発の多かった業種》

平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
業種	件数	業種	件数	業種	件数
不動産業	16	建設業	15	建設業	30
クラブ・バー	10	不動産業	12	不動産業	10
建設業	8	クラブ・バー	7	金属製品製造	5
運送業	4	機械器具卸	6	商品、株式取引	5

や個人の名前、脱税額、手口などを公表していくことになりました。

従来よりも脱税していたことが世間に知られる機会が増えることが予想されます。公表後は、恐らく銀行や取引先から取引を打ち切られ、事業継続は極めて困難となるでしょう。

■ 決算期別の税務調査確率

法人における税務調査の選定は、原則として下記のルールに基づいて実施されます。

① 2月～5月決算法人：7月～12月（上期）の調査 ② 6月～1月決算法人：1月～6月（下期）の調査

日本中小企業の5社に1社が3月決算として申告されています。決算期別の法人数（申告数）を、毎年国税庁からの申告件数の統計資料で確認すると次の通りとなっています。

① 2月～5月決算法人：108万社

② 6月～1月決算法人：152万社

税務調査の時期として考えてみますと、7月～12月（上期）は税務調査の最盛期です。

一方で、1月～6月（下期）の時期というのは、2月～3月の所得税確定申告時期を含んでいますので、所得税確定申告時期は、法人の調査官といえど個人課税部門の応援に行かなければなりませんし、また税理士会との協定により、所得税確定申告時期はできる限り税務調査はしないことになっているのはご存知のところでしょう。

そのため税務調査の数は、7月～12月（上期）は多くなり、1月～6月（下期）は少ない傾向になります。7月～12月（上期）は、申告法人数は少ないが調査が多いのに対し、1月～6月は、申告法人数は多いが調査が少ないこととなります。

という2つの事実から考えると、導き出せる結論は単純に、

②【6月～1月決算法人の方が調査確率が低い】ということになります。

税務調査の確率だけで決算期を考えることは実務上ないとは思いますが、現実的には決算期は簡単に変更できません。

売上（利益）が上がる月が期首であれば

- 1) 期首の利益を見た上で、役員報酬の改訂ができる
- 2) 初月に固定資産を購入すれば、12ヶ月分を計上できる
- 3) 税引前の利益を1年間かけて事業投資することができる
- 4) 期首2ヶ月の利益が予想より減少した時は、役員報酬の減額や1年間のコスト削減を通じ、赤字決算を回避する可能性が高い

以上をふまえて、自社の利益の上がる時期等を確認したうえで、検討していただきたいと思います。

どっちが優先？「遺言と遺産分割協議書」

◆年々増える遺言作成件数

相続・遺言に対する関心は年々高まっており、平成28年1月～12月に全国の公証役場で作成された遺言(公正証書遺言)は10年前から約4万件も増加し、ついに10万件を超えました。家庭裁判所で扱われた遺産分割事件も同様に増加傾向にあり、こうした背景も影響していることがうかがえます。故人の遺志をできるかぎり尊重したいものですが、遺言を書いたときと相続時では家族の状況が変わってしまうということもあります。では、遺言の内容と異なる遺産の分割をすることは可能なのでしょうか。

◆遺言と違う遺産分割は可能？

相続人の中で遺産分割の方法を話し合うことを遺産分割協議と言い、その結果を書面にしたものが遺産分割協議書です。

判例では、①遺言によって遺産分割協議が禁止されている場合、②遺言執行者が選任されている場合を除き、遺言と異なる内容の遺産分割協議をすることは事実上認められています。実際、遺言と異なる遺産分割の方法を協議することは珍しくありません。

しかし、だからと言って全て遺産分割協議書が遺言に優先する、という意味ではありません。遺言の内容によっては注意が必要です。



◆遺産分割の方法が指定された遺言

過去、最高裁では、特定の財産を特定の相続人に相続させる内容の遺言の場合、遺言者の死亡によって、財産は直ちに確定的に相続人に帰属するとした判決が行われました(平成3年4月19日最高裁判決)。「特定の財産を特定の人に相続させる内容」とは、たとえば「長男〇〇に埼玉県xxの土地を相続させる」というのがこれにあたります。この場合、その後に行った遺産分割は本来の意味での「遺産分割」ではなく、相続人間の取引として財産が移転するものとされています。

その結果、不動産の相続登記を行う際、遺産分割協議の結果をすぐさま登記できず、まずは「遺言に基づく登記」をした後、「相続人間の取引の登記」の二段階で申請しなければならないなど、相続事務に支障をきたすことがあります。こうなると手続き費用も手間も二重にかかってしまいますので、注意が必要です。



第4回 家族を幸せにする相続セミナー 今月のお勧めセミナー「相続税調査対策 虎の巻」

相続税調査が入った場合、申告漏れの相続財産が発見され、加算税や延滞税が課されることも少なくありません。税務調査について知識を持ったうえで相続税申告をしておけば、後々、後悔をすることも少ないと思います。今回は事前の対策とイザ調査になった場合の対応についてお話しします。

(開催日/8月3日(木)14:00～16:30 参加費/1,000円 詳細は、お問い合わせください。)



協賛イベント 夏の夜、基町の水辺で映画を見よう！

弊社が協賛している市民野外上映会が、今年も基町の川岸にて開催されます。夏の一夜、思い出作りのお手伝いが出来れば、とスタートしたポップラ劇場。今年の上映作品は、2015年のアカデミー賞長編アニメ映画賞にノミネートされたトム・ムア監督のアニメーション映画「ソング・オブ・ザ・シー 海のうた」です。アイルランドの神話を題材にした、ファンタジックで、心温まる幼い兄妹の冒険物語です。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

(開催日/8月19日(土)16:00～21:00 会場/広島市中区基町・中央公園西側河岸緑地)



請負と委任

◆請負契約とは

請負は、大工が家を建てる場合や、クリーニング店が洗濯をする場合などの契約をいい、請負人が注文者の指揮・命令を受けることなく自らの判断で仕事をする契約をいいます。結果を出さなければ報酬をもらうことができず、仕事を完成させて初めて報酬を請求することができます。

◆委任契約とは

委任は、弁護士に依頼する場合や、医者診療の場合などの契約をいいます。委任では、依頼された事務を処理することが目的であり、必ずしも結果を出すことは求められていません。したがって、結果を出さなくても報酬を受けることができます。

◆責任が違います

請負契約の最大の特徴は、「仕事の完成」という「結果」に対する責任を負う点です。ですから、受注者は結果責任を問われます。また、完成した仕事については、当然ながらミスがあってはなりません。仕事にミスがあった場合、受注者は、そのミスを補修したり、損害の賠償をしたりしなければなりません。このような責任を、「瑕疵担保責任」といいます。

一方、委任契約では、「法律行為」や「法律行為でない事務」のような、一定の行為について責任を負う点です。ですから、受託者側の地位、職業などに応じて、客観的に期待・要求されるレベルの責任を果たすべき義務を負うということです。

このような責任を「善良な管理者の注意義務」（一般的には「善管注意義務」）といえます。

◆印紙税の取り扱いも違います

印紙税法上 請負契約は課税文書となり、印紙の貼付が必要となりますが、委任契約は非課税文書となり印紙の貼付は不要です。

「業務委託契約書」という名称の契約書はよく見かけますが、内容が請負か委任かによって印紙の貼付の要・不要が分かれます。見極める大きなポイントは、成果物の引渡しがあるかないかです。迷った時はご相談ください。



参考文献： ■納税通信第3478号 ■ゆりかご倶楽部 ■国税庁HP



夏期休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てに預かり、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、下記の期間を夏期休業とさせていただきます。何かとご迷惑をおかけ致しますが、ご了承のほど、宜しくお願い申し上げます。

8月11日(金・祝)～16日(水)

尚、17日(木)より、平常通り業務を行います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あしがき

和田です。最近、内閣支持率急落というニュースをよく見かけます。都議選での自民党大敗を受けて、野党もマスコミも鬼の首でも取ったかのように騒いでいますが、結局のところ、野党が支持を伸ばせておらず、小池知事が自民党との連携を示唆したのを見ると、大勢に影響はなさそうに思います。むしろ今回の大敗を受けて、自民党は支持率回復に躍起になるでしょうから、野党は今回の大敗を喜んでばかりはいられないように思います。野党も与党の粗探しや批判ばかりせず、民意の受け皿になるべく、建設的な議論をしてもらえたらと思います。



あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中!

